**民泊特別部会の概要**

**参考資料**

**１　条例と民泊特別部会について**

・　住宅宿泊事業法が平成30年６月に施行されたことに伴い、住宅宿泊事業の実施により懸念される生活環境の悪化を防止するため、**住宅宿泊事業法施行条例（以下、「条例」という。）**を平成31年２月１日に施行

・　条例附則第３項に基づき、**条例の施行後**における環境の変化を踏まえた生活環境の保全のあり方等について検討し、**必要な措置について審議するため環境審議会に民泊特別部会を設置**

○条例附則第３項

知事はこの**条例の施行後３年を目途**として、この**条例の施行の状況について検討**を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**２　検討結果等について**

・　条例施行後３年にあたる**令和３年度の民泊特別部会**において、「当面現状を維持することが適当であり、**条例改正は要しない**」**とする報告書**を取りまとめたことを受け、**条例改正は行わない**こととした。

・　ただし、新型コロナウイルス感染症の影響下という特殊な状況であったことから、**新型コロナ５類移行後から３年後の令和７年度末を目途に部会を開催**し、**改めて条例改正の必要性について審議**を行うこととしたもの。